

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要〈大阪市区〉

都府県	要援護者名簿搭載対象者				要援護者名簿整備状況				
	身体	知的	精神	見	身体	知的	精神	見	障害者 高齢者 の 数
都島区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	5,000
北区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	4,688
淀川区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	7,584
東淀川区	2級	A	1級		要介護3			2,473 378 151 20 0	
福島区								900	
此花区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	3,500
港区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	5,000
大正区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	4,000
西淀川区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	4,805
住之江区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	7,000
城東区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	7,000
真成区								4,536	

生野区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	9,000
旭区	2級	A	1級		要介護3			5,684	
鶴見区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	
平野区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	
阿倍野区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	6,000
住吉区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	10,000
東住吉区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	8,000
西成区								4,851	
中央区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	2,925
西区									
天王寺区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	要介護3 要介護3 要介護3 要介護3	3,000
浪速区	2級	A	1級	身障、知的、発達	要介護3	要介護3	要介護3	1,467 152 118 3 2,015	

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要〈大阪市区〉

	管理・保管		避難支援行動マニュアル		活用者		必要に応じた開示		要保護者名簿	
	消防署、自主防災組織(要請があった場合)	消防署、自主防災組織(要請があった場合)	作成する方向で検討中	消防署、自主防災組織	災害時、必要に応じて公的救助機関が開示する場合があります	開示しない場合の理由・その他自由記述				
都島区	消防署、自主防災組織(要請があった場合)	消防署、自主防災組織(要請があった場合)	作成する方向で検討中	消防署、自主防災組織	災害時、必要に応じて公的救助機関が開示する場合があります					
北区	消防署、自主防災組織(要請があった場合)	消防署、自主防災組織(要請があった場合)	作成する方向で検討中	消防署、自主防災組織	災害時、必要に応じて公的救助機関が開示する場合があります					
淀川区	消防署、他の行政機関	消防署、他の行政機関		消防署、区役所	災害時、必要に応じて公的救助機関が開示する場合があります					
東淀川区	消防署	消防署	作成済み・21年11月	消防署、自主防災組織	未定					
福島区	消防署、自治会長、小・中学校の校長	消防署、自治会長、小・中学校の校長	作成する方向で検討中	自治会長	公的救助機関等に対し開示する場合があります					
此花区	消防署	消防署	作成する方向で検討中	消防署、自主防災組織	公的救助機関等に対し開示する場合があります					
港区	消防署、自主防災組織	消防署、自主防災組織	地域が主体となり、避難行動要支援者支援計画を策定予定	消防署、自主防災組織	災害時、必要に応じて公的救助機関が開示する場合があります					
大正区	区役所防災担当部、消防署	区役所防災担当部、消防署	作成する方向で検討中	区役所防災担当部、消防署、自主防災組織	災害時、必要に応じて公的救助機関が開示する場合があります					
西淀川区	消防署、区役所、地域防災組織	消防署、区役所、地域防災組織	支援プラン作りの考え方を作成し、地域の説明	消防署、区役所、地域自主防災組織	災害時、必要に応じて公的救助機関が開示する場合があります					
住之江区	区役所防災担当部、消防署	区役所防災担当部、消防署	作成する方向で検討中	区役所防災担当部、消防署、自主防災組織	災害時、必要に応じて公的救助機関が開示する場合があります					
城東区	消防署	消防署		消防署	開示しない	現在の時点で本人もしくは家族の同意が得られていない				
東成区										

生野区	消防署、自主防災組織(要請があった場合)	消防署、自主防災組織(要請があった場合)	作成する方向で検討中	消防署、自主防災組織	災害時、必要に応じて公的救助機関が開示する場合があります	
旭区	消防署	消防署	作成済み・26年2月	消防署、自主防災組織	原則開示する	
鶴見区	消防署、要請のあった自主防災組織	消防署、要請のあった自主防災組織	予定なし	消防署、自主防災組織	開示しない	自主防災組織を確立し、個人情報保護を適切に取扱い、要保護者の支援に取り組み、地域から各簿の情報提供依頼があった場合に、要保護者本人または家族の同意を必ず得たうえでその情報を提供しているため
平野区	消防署	消防署	作成する方向で検討中	消防署、自主防災組織	災害時、必要に応じて公的救助機関等へ開示する場合があります	
阿倍野区	消防署、他の行政機関、その他の者	消防署、他の行政機関、その他の者	作成する方向で検討中	消防署、他の行政機関、その他の者	災害時、必要に応じて公的救助機関等へ開示する場合があります	
住吉区	消防署、地域活動協議会	消防署、地域活動協議会	作成する方向で検討中	消防署、地域活動協議会	原則開示する	
東住吉区	消防署、自主防災組織(要請があった場合)	消防署、自主防災組織(要請があった場合)	未定	消防署、自主防災組織	災害時、必要に応じて公的救助機関等へ開示する場合があります	
西成区	消防署、自主防災組織、自治会長、民生委員、区社会福祉協議会、各地区ネットワーク委員	消防署、自主防災組織、自治会長、民生委員、区社会福祉協議会、各地区ネットワーク委員	作成する方向で検討中	消防署、自主防災組織、自治会長、民生委員、区社会福祉協議会、各地区ネットワーク委員	未定	
中央区	消防署	消防署	作成する方向で検討中	消防署、自主防災組織	災害時、必要に応じて公的救助機関等へ開示する場合があります	
西区						
天王寺区	消防署	消防署	作成する方向で検討中	消防署、自主防災組織	災害時、必要に応じて公的救助機関等へ開示する場合があります	
浪速区	消防署、福祉担当部、消防署	消防署、福祉担当部、消防署		消防署、福祉担当部、消防署、自主防災組織	未定	

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要〈大阪市区〉

都府県	一次避難所				福祉避難所					
	SL	EV	WC	洗面	福祉避難室	その他配慮措置等	指定	指定施設	予定施設	耐震補強
都島区					未定			公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない
北区					予定している					
淀川区					予定している	福祉避難室を使用した訓練の追及		民間福祉施設	民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない
東淀川区					予定している 33か所			公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない
福島区								公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	
此花区	14/16	9/16	12/16	不詳	予定している			公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない
港区					予定している			公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない
大正区	18/18	18/18	18/18	18/18	予定している	一次避難所における要配慮者への配慮の取り組みについては、「大阪市災害時要配慮者避難支援計画(全体計画)」に基づき実施する。		公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない
西淀川区	19/19	17/19	19/19	19/19	予定している 19か所		個別の支援プラン作成に着手中	公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない
住之江区	不詳	26/28	不詳	不詳	予定している 24か所		一次避難所における要配慮者への取り組みについては、「大阪市災害時要配慮者避難支援計画(全体計画)」に基づき実施します。	公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない
城東区					未定			高齢者施設9か所、障害者事業所26か所との協定はあり		
東成区								民間福祉施設	なし	

生野区	33	30/36	35/36	33/36	予定している		一次避難所における要配慮者への取り組みについては、「大阪市災害時要配慮者避難支援計画(全体計画)」に基づき実施します。	公設福祉施設、民間福祉施設、保育所など	公設福祉施設、民間福祉施設、保育所など	行政として特段の整備は行わない
旭区	22/22	18/22	10/22		予定している		障害者用トイレ、オストメイトを10地域に配備	民間福祉施設	民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない
鶴見区					未定			民間福祉施設	民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない
平野区					予定している		一次避難所における要配慮者への取り組みについては、「大阪市災害時要配慮者避難支援計画(全体計画)」に基づき実施します。	民間福祉施設	民間福祉施設、その他	行政として特段の整備は行わない
阿倍野区					予定している			公設福祉施設、民間福祉施設、保育所など	公設福祉施設、民間福祉施設、その他	行政として特段の整備は行わない
住吉区					予定している			公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない
東住吉区					予定している		一次避難所における要配慮者への取り組みについては、「大阪市災害時要配慮者避難支援計画(全体計画)」に基づき実施します。	民間福祉施設	民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない
西成区	23/25	23/25	23/25	23/25	予定している		大阪市避難行動要配慮者支援計画に基づいて実施	民間福祉施設	民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない
中央区					予定している			公設福祉施設	民間福祉施設	完了している
西区								民間福祉施設	民間福祉施設	行政として特段の整備は行わない
天王寺区	20	20	不詳	不詳	予定している		一次避難所における要配慮者への取り組みについては、「大阪市災害時要配慮者避難支援計画(全体計画)」に基づき実施します。	民間福祉施設、旅館等	公設福祉施設、民間福祉施設、旅館等	行政として特段の整備は行わない
浪速区	13/13	13/13	13/13	13/13	予定している		伝言シートの活用	公設福祉施設、民間福祉施設	公設福祉施設、民間福祉施設	指定時に耐震・耐火構造物であることが前提

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要（大阪市区）

都島区	北区	淀川区	東淀川区	福島区	此花区	港区	大正区	西淀川区	住之江区	城東区	東成区
障害者5か所、高齢者16か所。施設・事業所ごとに共用スペース等の受け入れ可能なスペースの面積から人数を算出(一人2~4㎡)。ただし、緊急入所施設については、特別により定員を超過して入所させることを可能とし、施設ごとに受け入れ可能なスペース(共用スペースを含む)を特定し、最大限の人数を算出	5か所 人数は算定しておりません	障害者4か所、高齢者2か所	14か所 収容人数の基準は1人当たり2~4㎡	知的障害者2か所6人、高齢者5か所51人 一人当たり2~4㎡	障害者9か所、高齢者18か所。施設・事業所ごとに共用スペース等の受け入れ可能なスペースの面積から人数を算出(一人2~4㎡)。ただし、緊急入所施設については、特別により定員を超過して入所させることを可能とし、施設ごとに受け入れ可能なスペース(共用スペースを含む)を特定し、最大限の人数を算出	障がい者76か所、高齢者164か所、その他2か所。施設・事業所ごとに共用スペース等の受け入れ可能なスペースの面積から人数を算出(一人2~4㎡)。ただし、緊急入所施設については、特別により定員を超過して入所させることを可能とし、施設ごとに受け入れ可能なスペース(共用スペースを含む)を特定し、最大限の人数を算出	障害者4か所195人、高齢者4か所341人、その他1か所18人。施設・事業所ごとに共用スペース等の受け入れ可能なスペースの面積から人数を算出(一人当たり16㎡程度)。ただし、緊急入所施設については、特別により定員を超過して入所させることを可能とし、施設ごとに受け入れ可能なスペース(共用スペースを含む)を特定し、最大限の人数を算出	高齢者8か所。施設・事業所ごとに共用スペース等の受け入れ可能なスペースの面積から人数を算出(一人当たり2~4㎡程度)。ただし、緊急入所施設については、特別により定員を超過して入所させることを可能とし、施設ごとに受け入れ可能なスペース(共用スペースを含む)を特定し、最大限の人数を算出			
指定箇所数と収容人数											
障害者5か所、高齢者16か所。施設・事業所ごとに共用スペース等の受け入れ可能なスペースの面積から人数を算出(一人2~4㎡)。ただし、緊急入所施設については、特別により定員を超過して入所させることを可能とし、施設ごとに受け入れ可能なスペース(共用スペースを含む)を特定し、最大限の人数を算出	5か所 人数は算定しておりません	障害者4か所、高齢者2か所	14か所 収容人数の基準は1人当たり2~4㎡	知的障害者2か所6人、高齢者5か所51人 一人当たり2~4㎡	障害者9か所、高齢者18か所。施設・事業所ごとに共用スペース等の受け入れ可能なスペースの面積から人数を算出(一人2~4㎡)。ただし、緊急入所施設については、特別により定員を超過して入所させることを可能とし、施設ごとに受け入れ可能なスペース(共用スペースを含む)を特定し、最大限の人数を算出	障がい者76か所、高齢者164か所、その他2か所。施設・事業所ごとに共用スペース等の受け入れ可能なスペースの面積から人数を算出(一人2~4㎡)。ただし、緊急入所施設については、特別により定員を超過して入所させることを可能とし、施設ごとに受け入れ可能なスペース(共用スペースを含む)を特定し、最大限の人数を算出	障害者4か所195人、高齢者4か所341人、その他1か所18人。施設・事業所ごとに共用スペース等の受け入れ可能なスペースの面積から人数を算出(一人当たり16㎡程度)。ただし、緊急入所施設については、特別により定員を超過して入所させることを可能とし、施設ごとに受け入れ可能なスペース(共用スペースを含む)を特定し、最大限の人数を算出	高齢者8か所。施設・事業所ごとに共用スペース等の受け入れ可能なスペースの面積から人数を算出(一人当たり2~4㎡程度)。ただし、緊急入所施設については、特別により定員を超過して入所させることを可能とし、施設ごとに受け入れ可能なスペース(共用スペースを含む)を特定し、最大限の人数を算出			
開設時期	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降
周知方法	ホームページ	検討中	ホームページ、広報紙	検討中	検討中	個別支援プランの作成を通じて	ホームページ				
誘導担当	一次避難所担当者、二次避難所施設関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	検討中	一次避難所担当者、二次避難所配置担当者	自主防災組織	一次避難所担当者、二次避難所施設関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	一次避難所担当者、二次避難所施設関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	一次避難所担当者、二次避難所施設関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	一次避難所担当者、二次避難所施設関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	一次避難所担当者、二次避難所施設関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	一次避難所担当者	一次避難所担当者
運営責任者	通常時の施設管理者	施設管理者が指定する者	通常時の施設管理者	通常時の施設管理者	今後施設管理者との間で協議	通常時の施設管理者	通常時の施設管理者	通常時の施設管理者	通常時の施設管理者	通常時の施設管理者	通常時の施設管理者
相互連携	整備中	市災害対策本部や区災害対策本部が福祉避難所間の調整を行うこととしています。	整備できている	災害時に状況を踏まえ調整	市町村災害対策本部や区災害対策本部が福祉避難所間の調整を行うこととしています。	市災害対策本部や区災害対策本部が福祉避難所間の調整を行うこととしています。	整備中・連絡会を設置している	市災害対策本部や区災害対策本部が福祉避難所間の調整を行うこととしています。			

生野区	旭区	鶴見区	平野区	阿倍野区	住吉区	東住吉区	西成区	中央区	西区	天王寺区	浪速区
障害者1か所 高齢者13か所 人数は不明	対象問わず8か所、障害者3か所 6㎡	6か所 約100名 一人当たり2~4㎡ 福祉避難所の定員を想定して3日分(食糧・医薬品・寝具等)の備蓄	高齢者8か所	障害者76か所、高齢者164か所、その他2か所	障害者14か所、高齢者22か所、その他1か所。施設・事業所ごとに共用スペース等の受け入れ可能なスペースの面積から人数を算出(一人あたり2~4㎡程度)。ただし、緊急入所施設については、特別により定員を超過して入所させることを可能とし、施設ごとに受け入れ可能なスペース(共用スペースを含む)を特定し、最大限の人数を算出	11か所	高齢者4か所 ひとりあたり2~4㎡ 施設ごとに受け入れ可能なスペースの面積から算出する	高齢者1か所	3か所	対象問わず5か所。施設・事業所毎に共用スペース等の受け入れ可能なスペースの面積から人数を算出(一人あたり2~4㎡程度)。ただし、緊急入所施設については、特別により定員を超過して入所させることを可能とし、施設ごとに受け入れ可能なスペース(共用スペースを含む)を特定し、最大限の人数を算出	対象問わず7か所
一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降	一次避難所開設以降
検討中		周知しない	検討中	検討中	ホームページ	検討中	検討中	検討中	検討中	ホームページ、自主防災組織のパンフレットなどによる	ホームページ
一次避難所担当者、その他福祉避難所施設関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	一次避難所配置担当者	一次避難所配置担当者	一次避難所担当者、その他福祉避難所施設関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	一次避難所配置担当者、その他	一次避難所配置担当者	一次避難所担当者、その他福祉避難所施設関係者、自主防災組織に協力を求める場合がある	一次避難所配置担当者	一次避難所配置担当者	一次避難所配置担当者	自主防災組織のメンバーが行うことになると考えられる	一次避難所配置担当者
通常時の施設管理者	通常時の施設管理者	通常時の施設管理者	通常時の施設管理者	通常時の施設管理者	通常時の施設管理者	通常時の施設管理者	通常時の施設管理者	通常時の施設管理者	通常時の施設管理者	通常時の施設管理者	通常時の施設管理者
市災害対策本部や区災害対策本部が福祉避難所間の調整を行うこととしています。	整備中	できていない	整備中	現在、人員算定要領の整備を進めています。	整備中	できていない	できていない	整備中	できていない	その他、災害対策本部や区災害対策本部が福祉避難所間の調整を行うこととしています。	整備中

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要〈大阪市区〉

必要数確保		その他自由記述
都島区	現在、人員算定要領の整備を進めています。	今後も福祉避難所の指定や福祉避難所開設に係るマニュアル等の更新に努めています。
北区	検討中	
淀川区	確保されていない	
東淀川区	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中	
福島区		
此花区	必要数の算定から方法を検討中	必要数を把握したうえで今後も指定を進めるが、必要数分の確保ができるのか課題。区役所としても対策を進めるが、災害時はどうしても自動・共助に頼らざるを得ない。こうしたことから地域に働きかけを行い、地域の体制が整うことが重要と考えています。
港区	現在、人員算定要領の整備を進めている。	災害時に福祉避難所が有効に機能するためには、平常時よりいろいろな災害時のシミュレーションを行い、想定される課題に対して行政と施設がどう連携を図るか意見を出し合いながら解決していくことが必要。想定される課題：受入人数の算定方法、開設の判断、避難行動要援者支援者の移送手段、経費負担の軽減、受入人数の算定方法、開設の判断、開設の判断、避難行動要援者支援者の移送手段、経費負担の軽減(災害救助法が適用されるかどうかの基準、運営スタッフの確保など)。障がいのある方にかかわらず災害時に有効に機能する関係づくりのために平常時から関係づくりが不可欠だと考えます。
大正区	現在、人員算定要領の整備を進めています。	
西淀川区	新しい名簿の状況に合わせて必要数を整備するよう検討中	今後も福祉避難所の指定や福祉避難所開設に係るマニュアル等の更新に努めています。
住之江区	現在、人員算定要領の整備を進めています。	
城東区		
東成区		

生野区	現在、人員算定要領の整備を進めています。	今後も福祉避難所の指定や福祉避難所開設に係るマニュアル等の更新に努めています。
旭区		
鶴見区	現状実施していない	施設側のスタッフ確保が難しくなかなか協力が得られない。
平野区	現在、人員算定要領の整備を進めています。	
阿倍野区	今後も、福祉避難所の指定や福祉避難所開設に係るマニュアル等の更新に努めています。	
住吉区		地域において高齢者は、すでに配食サービスや、敬老会等で一定把握されているが、障がい者については把握されていないのが実情である。現在住吉区において取組んでいる「地域見守り支援システム」では、同意を得た障がい者についても、日常的な見守り、避難のための個別支援プランづくりをおこない、地域における共助の仕組みの構築に取り組んでいく。
東住吉区	未定	福祉避難所を開設し運営していく上で、施設の職員だけでは不十分であり、受け入れた要援者を介護・支援する介護支援者の確保体制が課題。
西成区	できる限り確保する必要があるがかなり難しい	施設等の理解を得ることに時間がかかる。施設自体の防災対策が具体的に進んでおらず、福祉避難所として協定締結に関して積極的でない。 当区は要援者が多数存在する上に、災害に対しても非常に脆弱な地域であることから、早くから独自に要援者名簿の作成に取り組んできたが、具体的な避難支援プランの作成まではできていない。特に、区域の大部分が津波浸水エリアとなっているため、有事の際に備えた個々の避難支援プランの作成が急務である。
中央区	協力いただけるとは思いますが、施設の確保に苦慮している	施設の構造上の問題や、災害には、施設入所者の安全確保が優先することなどからご協力いただける施設が限られている。 当区では、今年度区内全地域での避難所開設訓練実施に向けて取り組んでおり、現在各地域において避難所開設訓練や訓練ワークショップを頻りに行っている。その際、町会単位による安否確認訓練(要支援者の救出訓練)の実施について呼びかけているが、中央区はマンション建設により人口が急増しており、新たに転入してきた住民の中にはコンピュータに無関心な者もいるなど、中央区特有の問題もあり、どのように取り組むかが進まない状況になっている。また、災害等を手口とする要支援者を狙った犯罪の発生や、個人情報問題なども、取り組みを阻害する大きな要因となっている。
西区		
天王寺区	現在、人員算定要領の整備を進めています。	今後も福祉避難所の指定や地域での見守り体制の構築等に努めています。
浪速区	収容人数を決めていない	確保後の各避難所間の連携や組織・体制づくりが課題。自分自身が要援者である周囲に伝えておくこと。また、地域で要援者を把握しておくことの重要性を啓発していくことが課題であると考え。

障害者と防災に関する自治体アンケート回答概要〈堺市区〉

	避難訓練		その他自由記述
	要援護者の参加状況	要援護者参加への工夫	
堺区	自治会単位で訓練を実施しており、一部の自治会で参加している	手話通訳やガイドヘルパーの配置等、配慮を要する参加者への個別対応を実施するとともに、医療機関や介護事業者にも訓練計画に協力を得て、要配慮者等が参加しやすい環境作りが必要。	「地域による共助」は災害発生時、いち早く障害者等要援護者やその家族を支援することができると期待。自治会等を中心とした地域コミュニティを活用した中で、要援護者の所在の把握や体制づくりが重要と考える。
中区	わからない		
東区	災害対策基本法第8条第2項第15号の高齢者の一部は参加している	要配慮者等を訓練に参加できる状況としては、訓練活動中のまですは負傷を考慮するためには、訓練活動を支援する参加者の年齢層を下げる必要性があります。難しいですが若い年齢層を、参加していただいているのが課題であります。訓練を運動会形式にして親子の参加を呼び掛けます。徐々にではありますが増えていますが、要配慮者が参加できる状況では現在のところありません。	

西区	わからない	要配慮者等の親族やご近所の方々の避難訓練に対する重要性の理解	・障害者等要援護者をご近所の方々に要援護者として認識されているか ・障害者等要援護者を含む家族が日頃からご近所の方々と親しく付き合っているか ・市職員が直接救助に行くことは不可能なので住民の障害者等要援護者への理解が必要
南区	参加していない	高層住宅からの要配慮者の撤出訓練など、地域と区役所で連携した訓練や自主防災組織等が独自に要配慮者対応訓練を実施した事例があるが、要配慮者自身の参加については、訓練参加による体調悪化の懸念等の課題があり進んでいない。	南区役所では、要援護者を避難させる際に使用する、「階段避難者」や「簡易担架」を地域への貸出用として所有しており、地域の防災意識啓発に活用している。
北区	その他	比較的元気な高齢者の方々が参加されているのは、目にするのが多くありますが、介助を要する方々が参加されているのは記憶になく、参加されていても極僅かだと思われれます。そういった方々が参加できるためには、介助する方々の手配や訓練主催者側の受け入れ態勢が必要と思われれます。また、スムーズな訓練を運営するためには、人員・費用・時間のすべてに制約がある。また、その制約を解消出来ても、参加者側にすれば、参加したことによる効果や参加しないことによる不都合が、明確に把握出来なければ、参加しないと思われれる。取り組みや工夫については、明確なものがなく、主に、地域の皆さんのご協力による状況です。	
美原区	わからない		

《×毛》

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

